

土浦市介護予防・日常生活支援総合事業 事業所説明会



平成29年2月1日・2日・3日
土浦市保健福祉部高齢福祉課

本日の説明内容

- 1 土浦市の状況
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の概要
- 3 総合事業の利用の流れ
- 4 本市における総合事業サービス
- 5 事業所の指定について
- 6 報酬等の請求について
- 7 書類等の整備

1. 土浦市の状況



高齢者の状況

	H24	H25	H26	H27	H28
総人口(人)	142,993	145,843	145,125	144,532	143,726
65歳以上人口(人)	33,214	34,810	36,098	37,215	38,281
高齢化率(%)	23.23	23.87	24.87	25.75	26.63
要介護(要支援)認定者数(人)	4,675	4,955	5,218	5,586	5,792

(各年度4月1日時点)

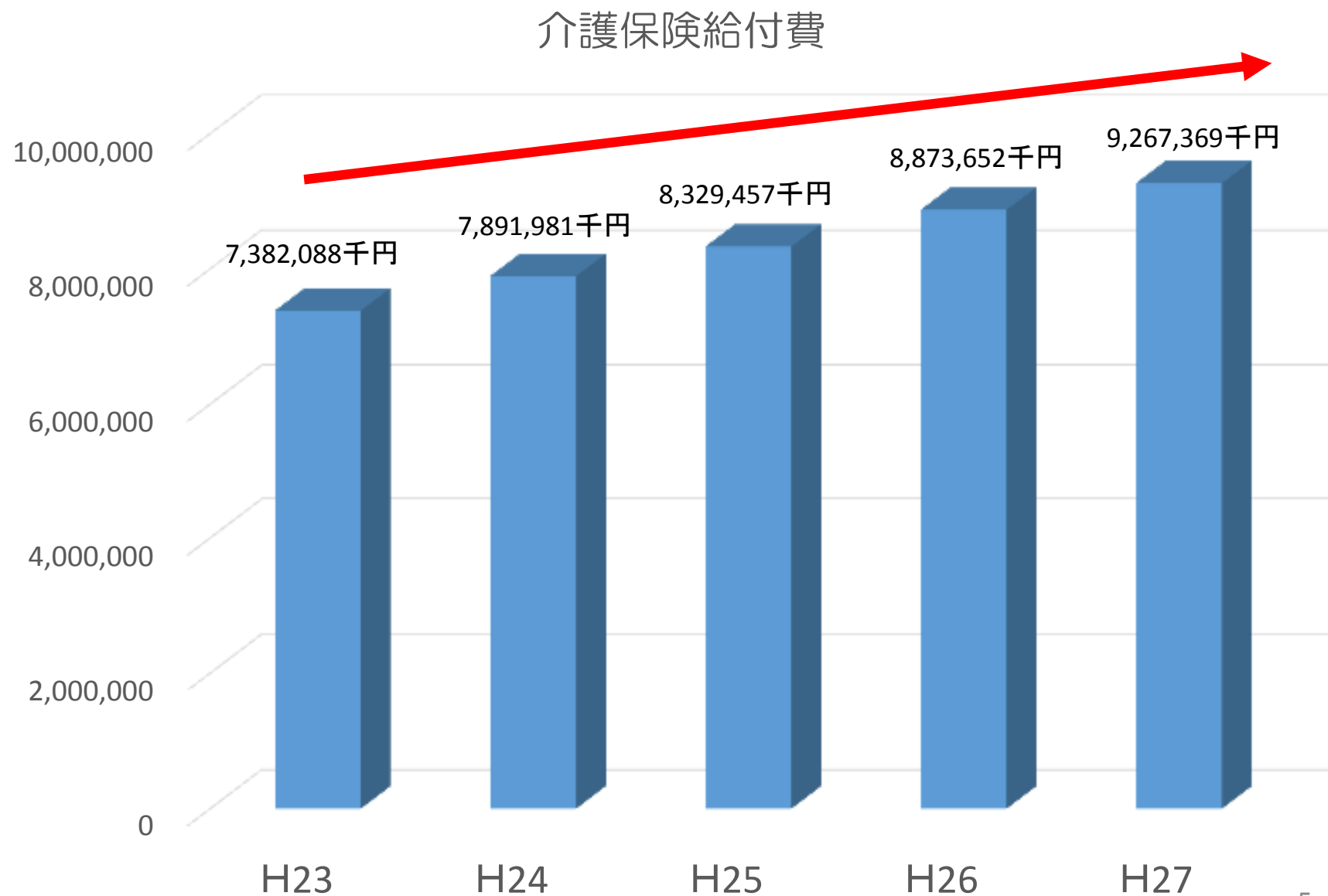
総人口

減少傾向

高齢者数(率), 要介護(要支援)認定者数

年々増加

介護保険給付費の状況

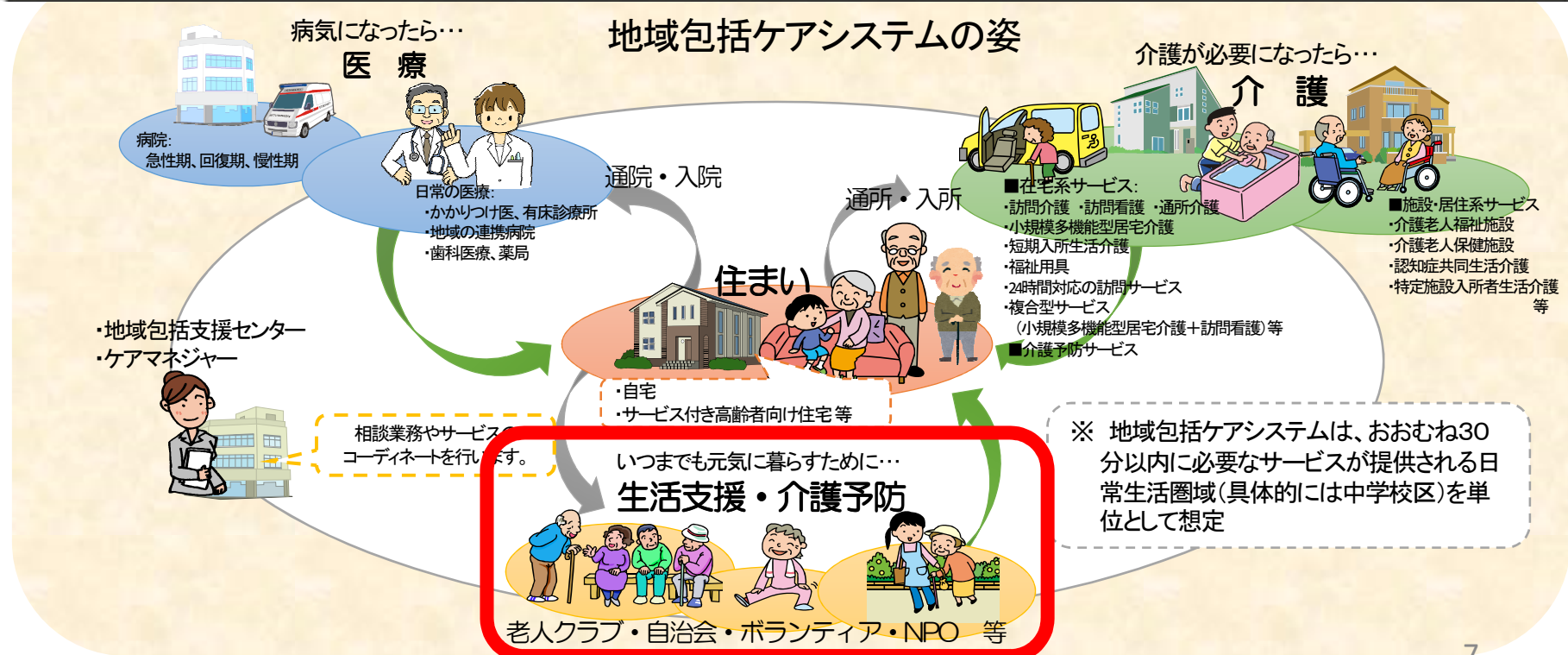


2. 総合事業の概要



地域包括ケアシステムの構築①

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域包括ケアシステムの構築②

○地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。

○自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。

○とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



自助：・介護保険・医療保険の自己負担部分
・市場サービスの購入
・自身や家族による対応

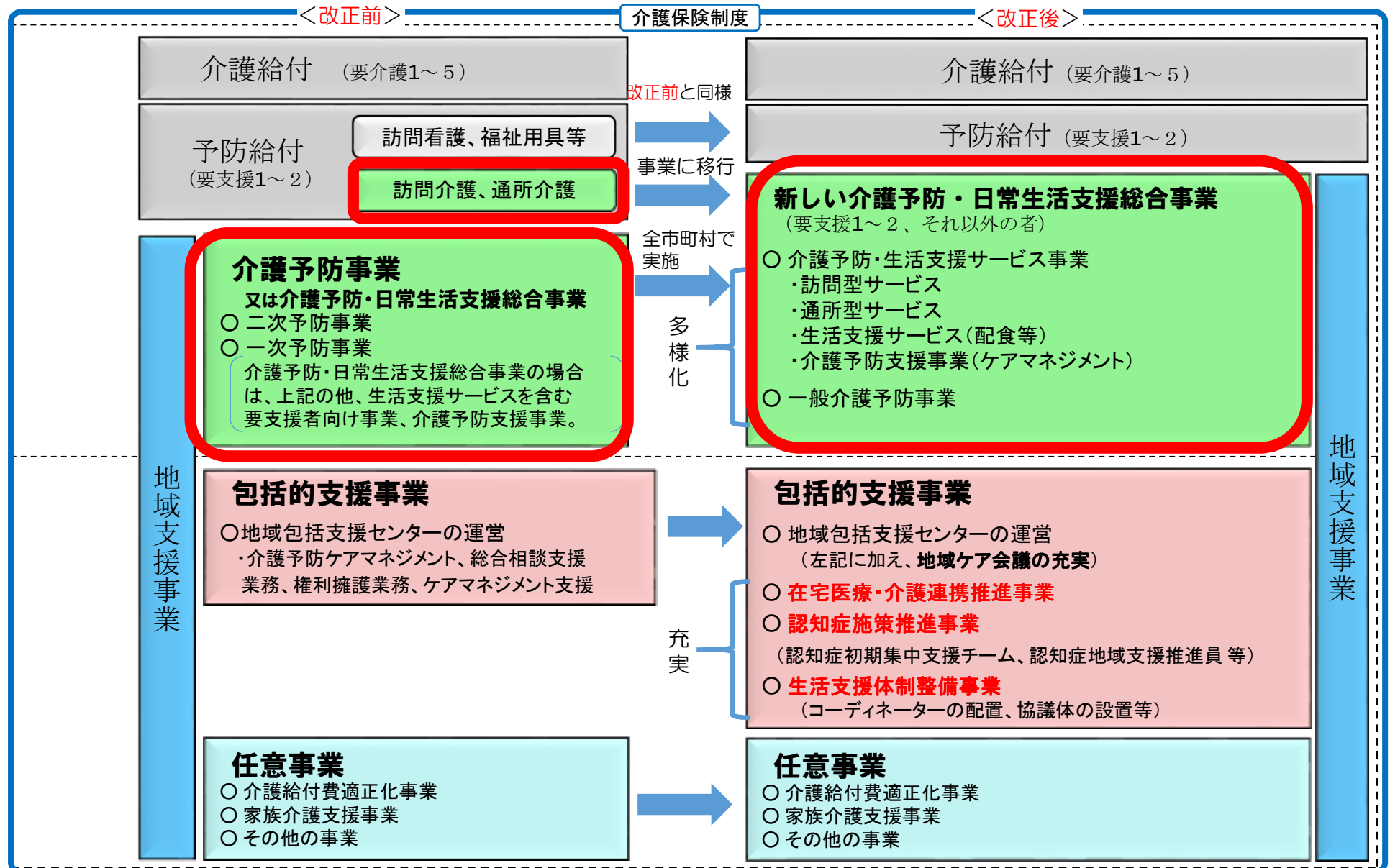
互助：・費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組み

共助：・介護保険・医療保険制度による給付

公助：・介護保険・医療保険の公費（税金）部分
・自治体等が提供するサービス

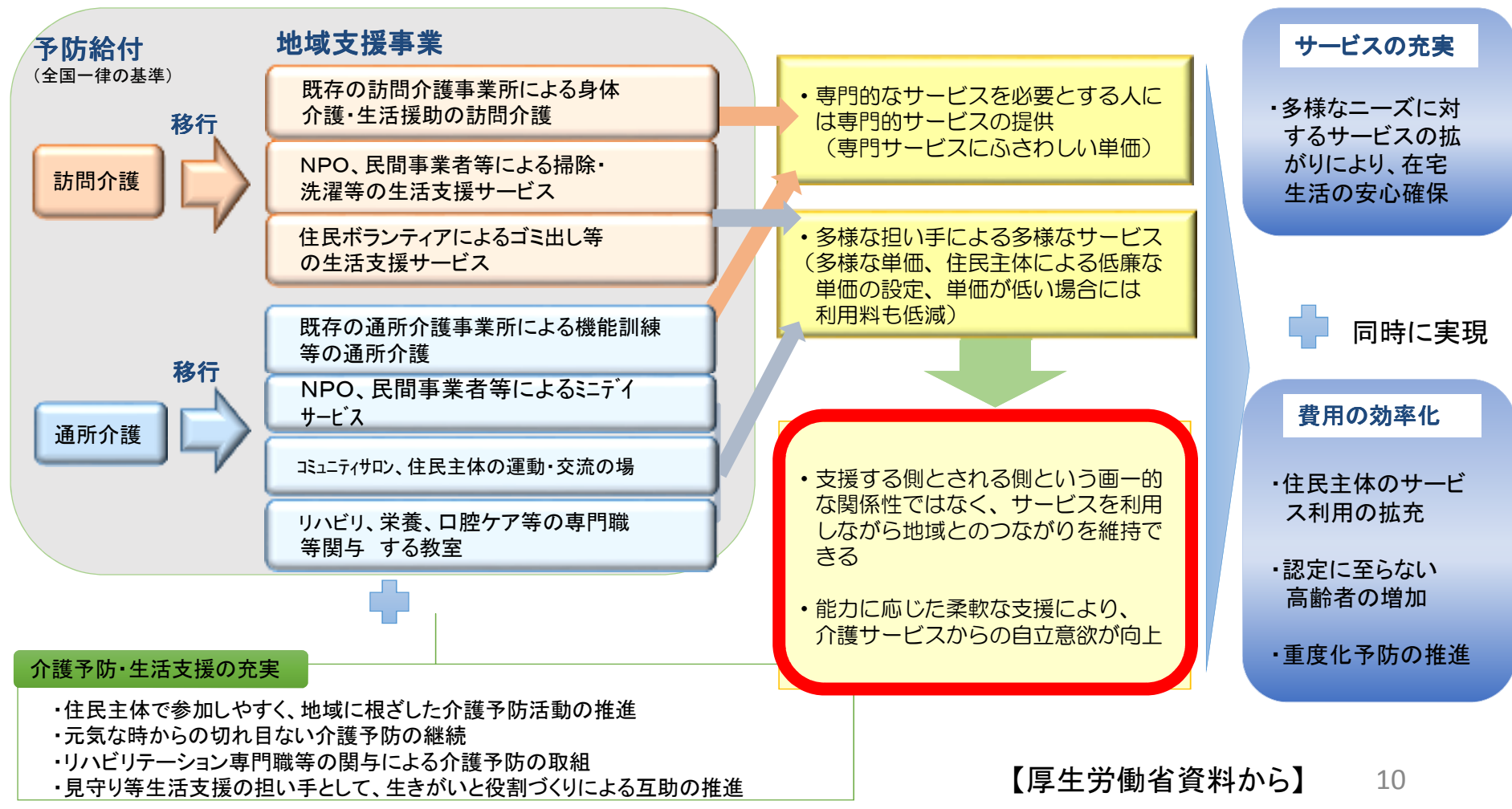
【厚生労働省資料から】

地域支援事業の改正



多様な主体によるサービス提供

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



サービス事業と介護予防事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

○ 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。

- ① 要支援認定を受けた者
- ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

★これまでの一次予防事業、二次予防事業が廃止され、「一般介護予防事業」として上記のとおり再編されます。

訪問型サービスの類型

①訪問型サービス

【厚生労働省資料から】

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

通所型サービスの類型

【厚生労働省資料から】

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

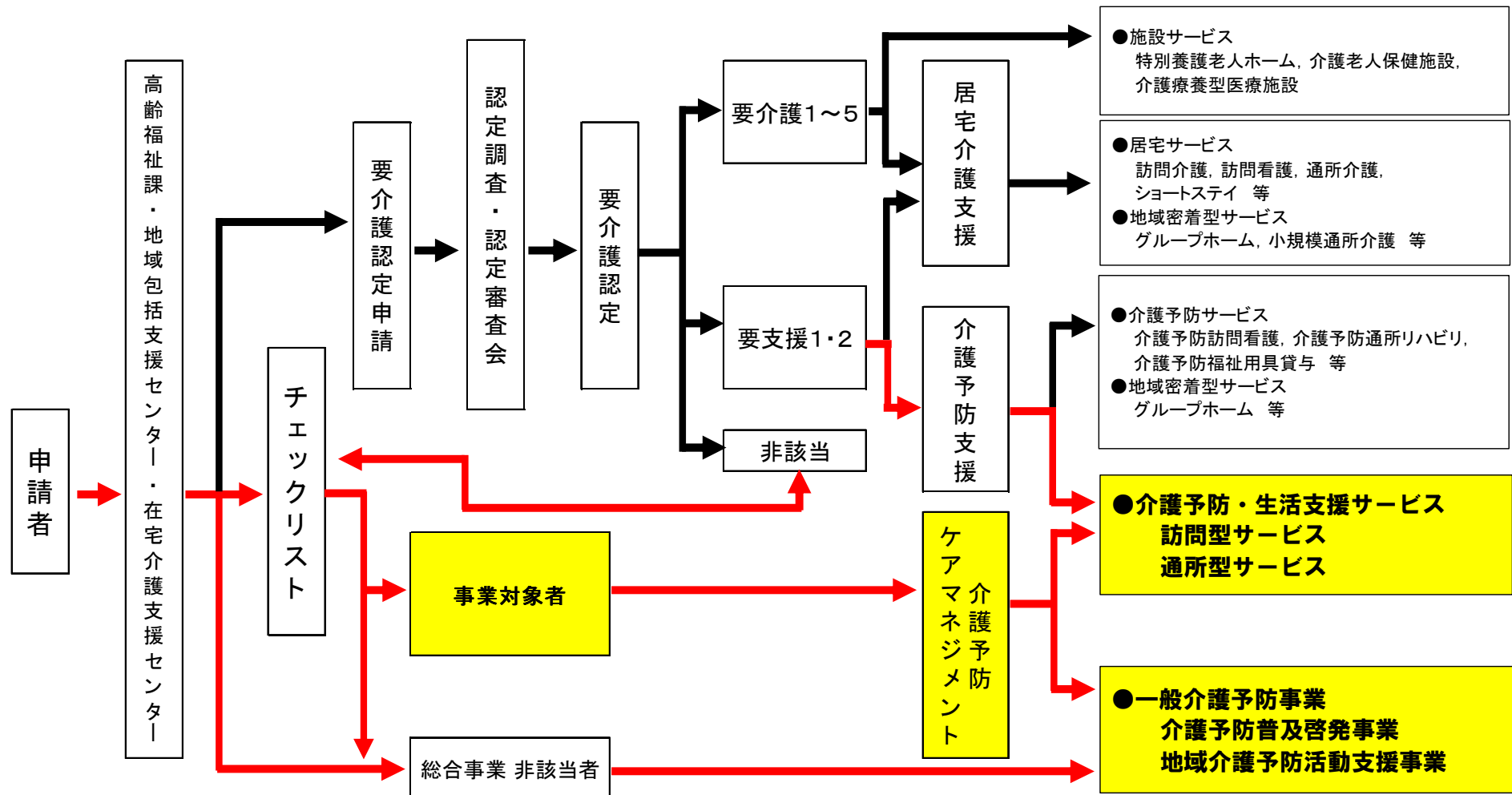
- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

3. 総合事業の利用の流れ

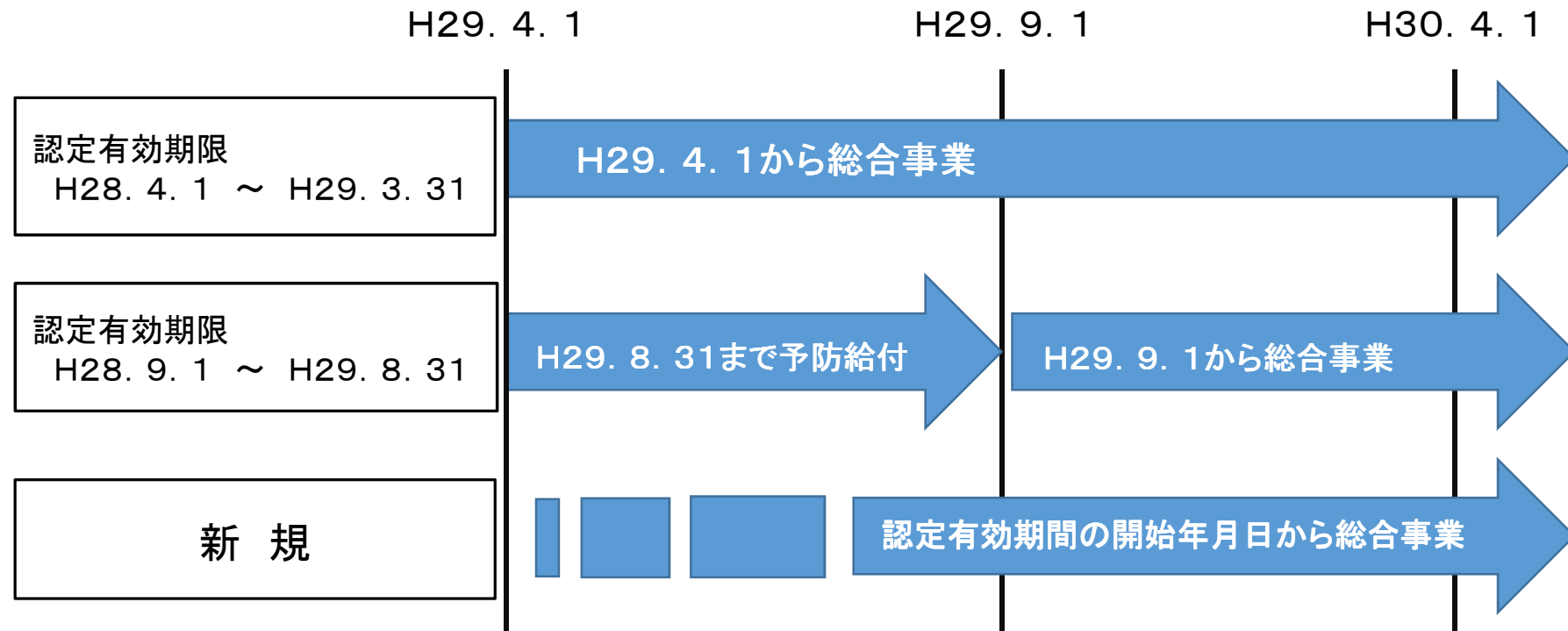


サービス利用の概念図



対象者・利用の開始

- ①平成29年4月以降に、新規、区分変更、更新により要支援認定を受けた方
- ②平成29年4月以降に、チェックリストにおいて事業対象者と判定された方



《ケアマネジャー様へ》

◆平成29年度中に発生する要支援認定者の更新申請においては、混乱を避けるため、更新申請通知に総合事業関連のチラシや基本チェックリストは同封しません。**要支援認定の更新申請を原則としたい**と思います。次回更新の際に、その時点で利用されているサービスやニーズに応じて総合事業のご案内、チェックリストの実施ができるよう、制度理解に努めていただきますようお願いいたします。

参 考

総合事業対象者の被保険者証は次のような表記になりますので、ご注意ください。

(1)

介護保険被保険者証	
番 号	0 0 0 0 0 3 3 7 4 6
住 所	123-4567 東西市南北 1234番地 東西アパート100号
フリガナ	トウザイ タロウ
氏 名	東西 太郎
生年月日	昭和 11 年 8 月 26 日 性別 男
交付年月日	平成 28 年 4 月 11 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	0 8 2 0 3 2 土 浦 市 電話 029 (826) 1111

(2)

認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	事業対象者 平成 28 年 4 月 1 日
認定の有効期間	事業対象者 * 年 * 月 * 日 ~ * 年 * 月 * 日
居 宅 サービス等	区分支給限度基準額 1 月当たり サービスの種類 種類支給限度基準額
(うち種類 支給限度 基準額)	見本

総合事業対象者は「事業対象者」と印字されます。

「認定年月日」欄は、基本チェックリスト実施日が印字されます。

総合事業対象者は有効期限がないので、「*」でつぶされています。

ケアマネジメントを実施する地域包括支援センター等の名称が印字されます。

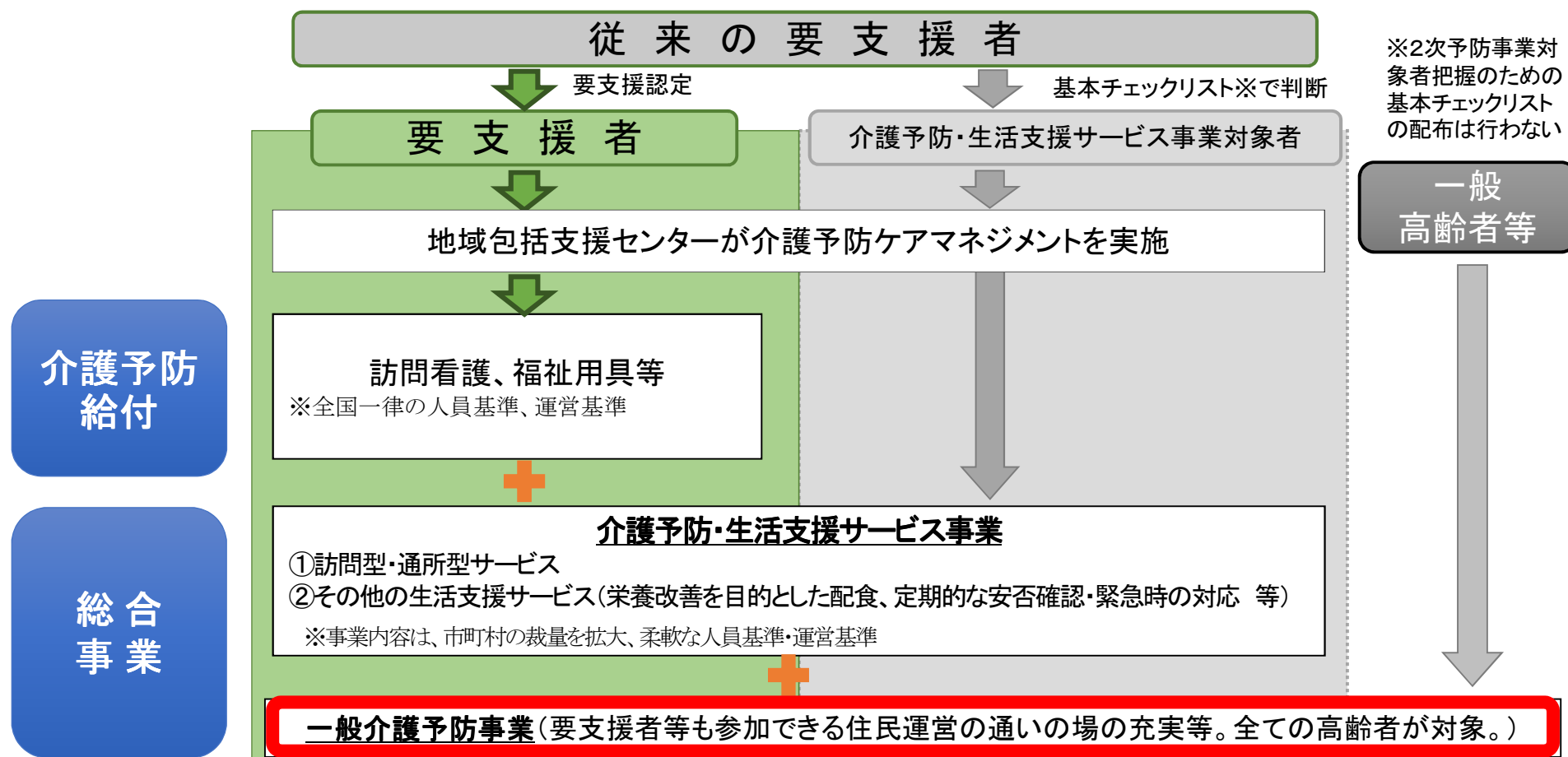
※事業対象者には有効期限がありません。

(必要に応じて要支援・要介護認定申請が可能です)

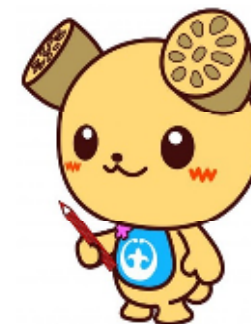
※基本チェックリストの結果、事業対象者となった方の被保険者証は、
現行の要介護・要支援認定者と同様に郵送により発送します。

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。

※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



4. 本市における総合事業サービス



訪問型サービス

基 準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サ ー ビ ス 種 別	訪問介護	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サ ー ビ ス 名 称	基準型訪問サービス	緩和型訪問サービス
内 容	訪問介護員による身体介護, 生活援助	生活援助等
サ ー ビ ス 事 業 者	指定訪問介護事業者	土浦市シルバー人材センター
サ ー ビ ス 提 供 者	訪問介護事業所の従業者	シルバー人材センター会員
利 用 ケ ー ス	●要支援者で既に介護予防訪問介護を利用しており, ケアマネジメント上, 継続して利用する必要があると認められる場合。 ●ケアマネジメントにおいて身体介護が必要と判断される場合。	●要支援者で既に生活援助のみのサービスを利用しており, 緩和型訪問サービスへの移行が可能な場合。 ●新規の総合事業対象者で, 生活援助のみのサービスが必要と判断される場合。 ●基準型訪問サービスだけでは自立生活が継続できないと判断される場合。
事 業 実 施 方 法	事業所指定による	委託による (今後は事業所指定も検討)
報 酬 単 価	介護予防訪問介護における報酬と同等	1, 300円(60分程度) ※1
利 用 者 負 担	1割又は2割負担	100円(60分程度) 定額 ※1
限 度 額 管 理 の 有 無	有(国保連で管理)	無 ※2 (高額介護予防サービス費は対象外)
サ ー ビ ス 提 供 者 へ の 支 払 い 方 法	国保連経由で審査・支払	市に直接請求により, 振込支払
給 付 制 限	無 ※3	

※1 事業所指定による緩和型訪問サービスの単価は現在精査中。事業所指定の場合の利用者負担は基準型訪問サービスと同様。請求も国保連への請求となる。

※2 事業所指定の場合は限度額管理有。

※3 予防給付対象者(要支援認定更新前の利用者)・予防給付対象事業については, 現行通り給付制限有

通所型サービス

基 準	現行の通所介護相当	多様なサービス
サ ー ビ ス 種 別	通所介護	移行当初は「基準型通所サービス」と一般介護予防事業の通いの場（生きがい対応型デイサービスや土浦市社会福祉協議会の「ふれあい・いききサロン」等の利用に繋げる。 ※1
サ ー ビ ス 名 称	基準型通所サービス	
内 容	通所介護と同等のサービス 生活機能向上のための機能訓練	
サ ー ビ ス 事 業 者	指定通所介護事業者	
サ ー ビ ス 提 供 者	通所介護事業所の従業者	
利 用 ケ ー ス	●要支援者で既に介護予防通所介護を利用しており、ケアマネジメント上、継続して利用する必要があると認められる場合。 ●ケアマネジメントにおいて通所型サービスが必要と判断される場合。	
事 業 実 施 方 法	事業所指定による	
報 酬 単 価	介護予防通所介護における報酬と同等	
利 用 者 負 担	1割又は2割負担	
限度額管理の有無	有（国保連で管理）	
サービス提供者への 支 払 い 方 法	国保連経由で審査・支払	
給 付 制 限	無 ※2	

※1 多様な主体による通所型サービスの整備は今後検討（指定の場合の単価，委託等の場合の単価も未定）

※2 予防給付対象者（要支援認定更新前の利用者）・予防給付対象事業については，現行通り給付制限有

共通事業

- ◆基準型訪問サービス，基準型通所サービスに関する算定単位・コードについては「土浦市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」を参照。（報酬単価は国基準と同等）

国では4月に報酬改定を予定してる情報もありますが，基準型サービスは引き続き国の基準に合わせる予定です。

- ◆基準型訪問サービス，基準型通所サービスに関する算定単位は原則1月あたりの包括報酬とします。
- ◆事業対象者の訪問型・通所型サービスに利用回数については原則週1回程度と考えています。
(適切なケアマネジメントにより，必要と判断する場合は週2回の利用もあり得ますが，利用者の身体状況などを踏まえ，要介護（要支援）認定申請の必要性も検討ください）
- ◆基準型訪問・通所サービスについての加算・減算は，現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様。

一般介護予防事業①

種別	介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業
名称	元気アップ教室	シニアカレッジ	はつらつ運動教室	お達者教室 (楽しく運動講座)
目的	高齢者の把握から予防活動へつなげる	介護予防活動の普及・啓発	介護予防活動の普及・啓発	介護予防活動の普及・啓発
事業内容	講話などによる生活習慣等の知識について普及啓発するとともに、体力測定等による自身の身体状況を把握し、介護予防につなげる。	認知症予防や体操などの知識や実践をとおしてボランティア活動や地域活動につなげられる意識付けをしていく。	運動機能向上と自宅での運動習慣の獲得を目的に、機器を使用しない運動(筋トレ・ストレッチなど)を実施する。また、個別の運動メニューを作成し、指導する。	体力に自信がなく、閉じこもり傾向にある方を主な対象に、安全に配慮した運動を指導し、活動の広がりを支援する。
対象者	市内に住む65歳以上の高齢者	市内に住む65歳以上の高齢者で介護保険の認定を受けていない方	市内に住む65歳以上の高齢者	市内に住む65歳以上の高齢者
実施主体	地域包括支援センター	地域包括支援センター	健康増進課	健康増進課
実施場所	地域の公民館や集会所等	土浦市総合福祉会館	保健センター	中学校地区公民館等
実施時間・回数		9月から12月(8回)	1コース10回 5コース 4月から6月	1コース10回 8カ所
利用者負担	なし	なし	なし	なし
サービス利用方法	事前連絡のうえ、自由参加	事前連絡の上、参加 (定員を超えた場合は抽選)	事前連絡のうえ、自由参加	事前連絡のうえ、自由参加
その他				

一般介護予防事業②

種別	介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業	地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業
名称	おいしいな教室	脳いきいき教室	健康増進フォロー教室	生きがい対応型デイサービス	介護支援ボランティア活動
目的	介護予防活動の普及・啓発	介護予防活動の普及・啓発	住民主体による介護予防活動	地域における通いの場、介護予防活動への支援	ボランティア活動の醸成
事業内容	飲み込むチカラの衰えや栄養の偏りの改善を図るため(栄養改善・口腔ケア)、実施する。	頭や体を使った運動と創作活動などにより、認知機能の低下を予防していく。	シルバーリハビリ体操指導士や運動普及推進員の指導により介護予防のための運動を行う。	市内に住む60歳以上の高齢者を対象に趣味活動、創作活動を通して、生きがいづくり、健康づくりを行う。	介護施設等においてボランティア活動を行った方に対し、実績に応じて評価ポイントを付与する。
対象者	市内に住む65歳以上の高齢者	市内に住む65歳以上の高齢者	市内に住む65歳以上の高齢者	市内に住む60歳以上の高齢者(障害者、子供も利用可)	市内に住む65歳以上の高齢者で介護保険料の滞納がない方
実施主体	健康増進課	健康増進課	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢福祉課
実施場所	保健センター及び中学校地区公民館等	市役所、保健センター、中学校地区公民館等	中学校地区公民館等	市内8か所	市が指定する市内の特養9施設及び児童館3施設
実施時間・回数	1回5コース(保健センター) 1回8カ所 (中学校地区公民館等)	1コース7回(4か所) 1回8カ所 (中学校地区公民館等)	午前・午後 (会場により異なる)	9:00～17:00 (日曜・祝日休館)	
利用者負担	なし	なし	なし	100円 (活動内容によりその他実費負担あり)	なし
サービス利用方法	事前連絡のうえ、自由参加	事前連絡のうえ、自由参加	事前連絡のうえ、自由参加	事前連絡の上、登録により利用開始	市に登録後、研修を受講
その他			開催場所は随時拡充予定	「わくわくサロンにいはいり」の実施時間は10:00～18:00	24

介護予防ケアマネジメント

基 準	現行の介護予防支援相当	多様なサービス	
ケアマネジメントの種別	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
プ ロ セ ス	現行の予防給付に対するケアマネジメントと同様 (サービス担当者会議, モニタリング3カ月ごと必須)	サービス担当者会議を省略可 (ケアプラン原案作成まではケアマネジメントAと同様。モニタリングは必要時実施) ※1	アセスメント及び簡易的なケアプラン作成 (サービス担当者会議, モニタリングは必要時実施) ※1
対 象 者	・指定事業者によるサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC, 通所型サービスCを利用する場合	ケアマネジメントA以外のサービスを利用する場合	一般介護予防事業, その他の生活支援サービスを利用する場合
実 施 機 関	地域包括支援センターうらら (居宅介護支援事業所への委託可)	地域包括支援センターうらら ※2	
サ ー ビ ス 単 価	430単位 / 月	300単位 / 月	200単位 / 月
初 回 加 算 ※ 3	300単位 / 月	300単位 / 月	300単位 / 月
委 託 料 ・ 事 業 費 の 法 請 求 方	委託の場合は, 契約手数料を差し引いた額 (サービス単価のおよそ90%。現行通り)	—	
	予防給付のサービスを利用した月は国保連へ請求。総合事業のサービスのみを利用した場合は市に請求。		
利 用 者 負 担	無		
サ ー ビ ス 利 用 方 法	地域包括支援センターと契約		

介護保険最新情報
vol579|にて, H29.5月

※1 原則モニタリングは省略できるが, 1年に1回は必ずモニタリングを実施すること。

(モニタリング実施月は, サービス費請求可)

※2 移行年度は委託不可。多様なサービスの整備状況を踏まえて今後委託を検討する。

※3 初回加算は過去2月以上介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に算定可。
また, 介護予防支援から介護予防ケアマネジメントの移行時には初回加算は算定できない。

介護保険最新情報
vol579にて, H29.5月審査分から国保連経由の支払い可の通知有。今後の動向を注視。

利 用 限 度 額

- ★指定事業者のサービス利用時のみ、給付管理が行われます。
(委託により実施されるシルバー人材センターのサービスは給付管理の対象外となります)
- ★要支援者が総合事業のサービスを利用する場合は、予防給付の利用限度額（下記の表参照）の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理することになります。

	利用限度額
要支援1・ 総合事業対象者	5, 003単位
要支援2	10, 473単位

5. 事業所の指定について



指定事業所の「みなし指定」について

平成27年4月1日時点で事業所指定を受けていた「指定介護予防訪問介護事業所」及び「指定介護予防通所介護事業所」は、同一の内容を提供する事業所として、平成27年4月1日に指定をしたとみなすこと。（厚労省「総合事業ガイドライン」第7-1（3）総合事業のみなし指定より）



上記に該当する事業所は、総合事業移行に伴う新規の指定申請手続きは発生しません。

【みなし指定の有効期限】

平成27年4月1日～平成30年3月31日

【留意事項】

- ★平成27年4月1日以降に新規指定された介護予防訪問・通所介護事業所は「みなし指定」の効力は適用されませんので、土浦市に指定申請をする必要があります。（平成29年2月28日までに提出してください）
- ★「みなし指定」対象事業所につきましては、平成29年度末に指定更新の申請が必要となりますので、手続きを忘れないように注意してください。（平成30年2月28日までに提出してください）

《 「みなし指定」の効力が適用されない事業所 》

区分	事業所名	所在地
サ ー 訪 問 型 ビ ス	ヘルパーステーション いっせい	土浦市東崎町6-15
	訪問介護いっしん土浦中央	土浦市中央1-5-16
	国分ひまわり指定居宅介護支援事業所	土浦市国分町10-2
	指定訪問介護事業所 アイランド	土浦市永国1059-1 永井ビル203
サ ー 通 所 型 ビ ス	土浦からだはうす	土浦市小松2-12-6
	駅前デイサービス	土浦市大和町9-1 ウララB1
	ご長寿くらぶ土浦みぎもみデイサービスセンター	土浦市右粂2722
	指定通所介護事業所 ライフサポート サンルーナ	土浦市おおつ野2-1-1
	デイサービス中高津 シャンティ	土浦市中高津2-5-15

※土浦市内の該当事業所のみの掲載となっています。市外の事業所は所在市町村に確認し、必要に応じて土浦市に指定申請書を提出してください。

注意！

前述したとおり，平成27年4月1日～平成30年3月31日までは「みなし指定」の効力がありますが，あくまでも「総合事業」に関する「みなし指定」の効力となりますので，期間中の指定更新，変更等が生じる事業所は，下記の区分により適切な手続きをしてください。

サービス		事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業所の指定	茨城県
	通所介護	指定通所介護事業所の指定	茨城県
	(地域密着型通所介護)	(指定地域密着型通所介護事業所の指定)	(土浦市)
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	指定介護予防訪問(通所)介護の指定	茨城県
総合事業	従来の介護予防訪問(通所)介護 《基準型訪問(通所)サービス》	総合事業の基準型訪問(通所)サービスの指定	土浦市

新規による事業所指定申請

新規による事業所指定の基準，申請については「土浦市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱」に基づき，市に指定申請書類を提出してください。

※厚労省ガイドラインに示す基準に準じていますので，基準内容についてはガイドラインもご参照ください。

※指定申請に必要な書類等については，事前に下記の問い合わせ先に連絡をしたうえで，必要書類の確認，提出をお願いします。
また，指定申請書等の審査等には時間を要しますので，希望する指定日から逆算して，**余裕を持った事前の問い合わせ**をお願いします。（指定希望日の2か月前には事前連絡をお願いします）

**問い合わせ先 ： 土浦市保健福祉部高齢福祉課 介護管理係
029-826-1111（内線2463）**

新規の緩和型訪問・通所サービスの指定申請

「土浦市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱」に基づき、市に指定申請書類を提出してください。

※厚労省ガイドラインに示す基準に準じていますので、基準内容についてはガイドラインもご参照ください。

共通事業

総合事業移行当初の本市の「緩和型サービス」については、土浦市シルバー人材センターによる「緩和型訪問サービス」（事業委託）のみとなっていますが、「緩和型訪問サービス」については、今後「事業者指定」によるサービスの整備を行っていきたいと考えております。

- ◆既存の訪問介護事業所が緩和型訪問サービスの指定を受けることも可能です。
- ◆指定事業者の単価については、「委託」による単価よりも増額を検討しています。
《今後市のホームページにより公表していく予定です》
- ◆緩和型通所サービスの整備については、その必要性を検討しています。指定事業所の募集については、検討結果により市のホームページ上で周知いたします。

◆緩和型訪問サービス等における従事者に関する必要資格について

本市の実施要綱上では、

（従事者の人数）予定

第20条 緩和型訪問サービス事業を行う者（以下「緩和型訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（緩和型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条の2第2項に規定する政令で定める者**又は市長が認める研修受講者**をいう。）の人数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

とする予定であり、赤字にあるように、市が新年度より実施する研修の受講を修了した方でも可とすることで考えております。

緩和型訪問サービスの指定申請を検討されている事業者の方で、資格のない方を従事者として活用する場合は、市の研修を受講してください。

事業名称	土浦市助っ人倶楽部養成講座（仮称）
実施形態	委託事業
定員	40名程度を想定
受講申し込み等	事前申し込み （定員を超えた場合は受講できない場合があります）
実施時期	年2回（初回は6～7月頃を予定）

総合事業における事業所の指定更新について

指定事業所の指定の有効期間については、「介護保険法施行規則第140条の63の7」の規定により、現行の予防給付で定める期間（6年）を勘案し、市が定めることができるとされている。



土浦市では、現行の予防給付で定める期間と同様に6年とします。

区 分	有効期間の考え方
平成27年3月31日までに介護予防訪問・通所介護の指定を受けた事業者（みなし事業者）	みなし指定期間は平成30年3月31日まで。 指定更新により、平成30年4月1日から6年間の有効期間付与。 (H26.9.30版Q & A第7-問7)
◎平成27年4月1日から平成28年3月31日までに介護予防訪問・通所介護の指定を受けた事業者 ◎平成28年4月1日以降に介護予防訪問・通所介護の指定を受けた事業者	<u>指定を受けた日から6年間</u>

他市町村所在の事業所指定及び他市町村へ指定申請

土浦市に所在する事業所が、土浦市以外の事業対象者（土浦市に居住する住所地特例者を除く）に対して総合事業のサービスを提供する場合には、**対象者が居住する市町村から事業所指定を受ける必要があります。**（変更届，指定更新申請も同様）

※上記の逆も同様です。土浦市の指定を受ける必要があります。

注意！

- （１）他市町村に対する新規の事業所指定，指定更新については，事前に申請先の市町村に連絡し，市町村が定める指定基準，必要申請書類などを確認し，それに従って手続きを行ってください。
- （２）土浦市外に所在する事業者における，土浦市の指定申請，指定更新等については，事業所が所在する市町村の指定，指定更新に合わせて原則行うものとします。指定（更新）申請書と所在市町村での指定（更新）決定通知書を添付の上，書類を提出してください。

6. 報酬等の請求について



指定介護予防訪問・通所介護(基準型サービス)

指定事業所の請求は、従来通り国保連への請求となります。
ただし、事業所が「みなし指定」か「新規指定」かによって請求コードが異なりますのでご注意ください。

注意！

要支援認定者については、更新前は予防給付、更新後は総合事業になる点もご注意ください。

サービス種別	サービスコード
介護予防訪問介護	61
介護予防通所介護	65



サービス種別	サービスコード
訪問介護(みなし)	A1
訪問介護(新規)	A2
通所介護(みなし)	A5
通所介護(新規)	A6

介護予防ケアマネジメント①

【実施主体】

土浦市地域包括支援センターうらら

※従来の介護予防支援と同様に、指定居宅介護支援事業所へ委託することができますが、当面の間、委託できるのは

介護予防ケアマネジメント A

のみのケースとします。

「介護予防ケアマネジメント A」を受託した指定居宅介護支援事業所と「地域包括支援センターうらら」との契約、請求等に関することは原則従来どおりとなりますので、これまで同様に「地域包括支援センターうらら」と調整してください。

介護予防ケアマネジメント②

【請求上の注意点】(地域包括支援センターうらら)

◆利用するサービスが「予防給付」または「予防給付」＋「総合事業」

⇒ 介護予防支援(国保連へ請求)

◆利用するサービスが「総合事業」

⇒ 介護予防ケアマネジメント(市へ請求) ➡

介護保険最新情報
vol579にて、H29.5月審査分から国保連経由の支払い可の通知有。今後の動向を注視。

利用者区分	サービス利用	ケアマネジメント	手続き	請求 (請求先)
要支援1・2	予防給付のみ	介護予防支援	「居宅サービス計画(介護予防サービス計画)作成依頼(変更)届出書」を市に提出 ⇒ 高齢福祉課 高齢相談係 (これまでと同様)	介護予防支援費 (国保連請求)
	予防給付と総合事業			
	総合事業のみ	介護予防 ケアマネジメント	「介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を市に提出 ⇒ 高齢福祉課 地域支援係	介護予防 ケアマネジメント (市に請求)
総合事業対象者	総合事業のみ			

●総合事業ガイドライン「第2 サービスの類型」ニ 介護予防ケアマネジメント

●H26.9.30版総合事業ガイドライン「第4サービス利用の流れ」問9

注意事項！

総合事業が開始される平成29年度は、「予防給付」と「総合事業」が混在します。

利用者の認定情報等を十分に確認していただき、適切な請求コードにより請求してください。

※要支援認定の有効期限は最大12カ月となっていることから、平成29年度中に全ての要支援者の訪問介護、通所介護は総合事業に移行することとなります。

7. 書類等の整備



利用者との契約・重要事項説明書等について

総合事業への移行に伴い、一部文言の変更が生じますので、下記の例を参考に、各事業所で対応をお願いします。

現在	変更後（総合事業移行後）
介護予防サービス	介護予防・生活支援サービス事業
介護予防訪問介護	第1号訪問事業
介護予防通所介護	第1号通所事業

契約書、重要事項説明書及び運営規定は、総合事業の移行により提供するサービスが変わるため上記の変更が必要です。

※継続してサービスを利用する方に対しては、あらためて書類を取り交わす必要はございませんので、変更点を記載した文書などを作成し、配布、説明いただくことで十分かと考えます。

領収証

「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」（平成28年10月3日付事務連絡文）に基づき下記の対応をお願いします。

(保険・事業対象分)

(改正前) 別紙様式

居宅サービス等利用料領収証 (平成 年 月分)				
利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
事業所名及び住所等		印		
(住所:)				
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称				
No.	サービス内容/種類	単 価	回数 日数	利用者負担額 (保険対象分)
①				円
②				円
③				円
④				円
⑤				円
No.	その他費用 (保険給付対象外のサービス)	単 価	回数 日数	利用者負担額
①				円
②				円
③				円
領 収 額		円	領収年月日 平成 年 月 日	
うち医療費控除の対象となる金額		円		

(注) 1 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。
なお、利用者自らが居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合には、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称」欄に当該市町村名を記入してください。
2 サービス利用料が区分支給限度基準額又は機能支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用 (保険給付対象外のサービス)」欄に記載してください。
3 訪問介護事業者においては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担 (保険対象分) のうち、生活援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額 (保険対象分) の合計額を記載してください。
4 この領収証を発行する居宅サービス等事業者が、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回型訪問介護・看護、複合型サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についてもあわせて記入してください。
5 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

(改正後) 別紙様式

居宅サービス等利用料領収証 (平成 年 月分)				
利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
事業所名及び住所等		印		
(住所:)				
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称				
No.	サービス内容/種類	単 価	回数 日数	利用者負担額 (保険・事業対象分)
①				円
②				円
③				円
④				円
⑤				円
No.	その他費用 (保険給付対象外のサービス)	単 価	回数 日数	利用者負担額
①				円
②				円
③				円
領 収 額		円	領収年月日 平成 年 月 日	
うち医療費控除の対象となる金額		円		

(注) 1 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。
なお、利用者自らが居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合には、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称」欄に当該市町村名を記入してください。
2 サービス利用料が区分支給限度基準額又は機能支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用 (保険給付対象外のサービス)」欄に記載してください。
3 訪問介護事業者においては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担 (保険対象分) のうち、生活援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額 (保険対象分) の合計額を記載してください。
4 第1号事業に係る事業者においては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担 (事業対象分) のうち、旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に相当するサービスに係る利用者負担額 (事業対象分) の合計額を記載してください。
5 この領収証を発行する居宅サービス等事業者が、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回型訪問介護・看護、複合型サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についてもあわせて記入してください。
6 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

第1号事業に係る事業者にとっては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担(事業対象者分)のうち、旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に相当するサービスに係る利用者負担額(事業対象分)の合計額を記載してください。

質問票について

本日の説明会，総合事業に関するご質問がありましたら，メールにて質問を受け付けます。所定の様式により，下記のとおり提出してください。

質問票様式 「総合事業質問票」のとおり(市HP掲載)

受付期限 平成29年2月17日(金)

回答公開 市ホームページ上にて，
平成29年3月7日(月)以降順次公開します。

市HP > くらし > 福祉[高齢者福祉] > 土浦市介護予防・日常生活支援総合事業

※ 期限を過ぎても疑義が生じた場合は，ご質問ください。
順次ホームページ上で公開していきます。
(ある程度まとめたの回答となりますので，時間がかかる場合があります)

今後の連絡等について

今後、総合事業に関する事業者の皆様への連絡事項等につきましては、**市ホームページ上にて連絡する**ことを原則とします。

事業者の皆様は定期的にホームページの確認をいただきまして、情報取得の漏れなどがないよう、ご注意願います。

市HP > くらし > 福祉 [高齢者福祉] > 土浦市介護予防・日常生活支援総合事業

※事業所の指定・取消し等の通知に関しては、文書での対応となります。

ご協力よろしくお願いします。

ご清聴ありがとうございました。



土浦市イメージキャラクター つちまる